

2026年3月

「当座勘定払戻請求書」の制定および「当座勘定規定」の改定について

平素は、大垣西濃信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」に向けて、以下の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「当座勘定払戻請求書」の制定

実施日	2026年4月1日（水）
実施内容	小切手に代わる当座勘定の払い戻し手段として「当座勘定払戻請求書」を制定いたします。
様式	「当座勘定払戻請求書」と「お客さま控」を1組とした1冊50枚綴りの当座勘定払戻帳
発行手数料	1冊50枚 2,200円（税込み） 但し、当金庫の「WEB-FB」、「WEBバンキング（都度振込）」、「でんさいネットサービス」、「でんさいライトサービス」のいずれかをご利用いただいているお客さまは、無料とさせていただきます。
使用方法	(1) ご希望のお客さまには、「当座勘定払戻帳」を発行させていただきますので、お取引店舗の窓口へご依頼ください。 (2) お取引店に限り、自社（自身）の払戻しにご利用いただけます。 なお、小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。 (3) 払戻しの際は、「当座勘定払戻請求書」に必要事項（日付、口座番号、おなまえ、金額等）をご記入のうえお届け印を押印いただき、「当座勘定払戻帳」から「当座勘定払戻請求書」を切り離さず、お取引店の窓口にご提示ください。 (4) 当金庫所定の本人確認書類の提示等をお願いする場合があります。 (5) 小切手による払戻しは、引き続きご利用いただけます。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日	2026年9月30日（水）
実施内容	(1) 2026年9月30日（水）をもって、当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。 (2) 入金先の口座は、当座預金のほか、普通預金等の各種預金を含みます。

3. 「当座勘定規定」の改定

(1) 改定日

2026年4月1日（水）

(2) 改定内容

払戻請求書による当座預金からの払戻しに関する取扱いを追加

※ 改定後の規定は、当金庫ホームページ「各種規定集」からご確認ください。

4. 電子的な決済手段への移行

手形・小切手の電子化には、事務負担の軽減・印紙代などのコスト削減、現物紛失リスクの低減等のメリットがございます。

当金庫では、「インターネットバンキング」や「でんさい」などの電子決済サービスをご用意しておりますので、移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上